

平成27年第5回農業委員会総会議事録

- 1・会議名 有田町農業委員会 第5回総会
- 2・日時 平成27年5月1日(金) 午後16時00分～16時45分
- 3・場所 有田町庁舎 第4会議室

4・付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(1件)
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について(1件)
- 報告 農業法第18条第6項の規定による合意解約通知について(1件)
- その他

5・出席者

議席番号	出	欠	委員名	議席番号	出	欠	委員名
(14)会長	○		藤 俊信	6	○		福島 晴人
(13)副会長	○		庄山 嘉	7	○		藤井 和義
1	○		前田 稔	8	○		北川 利和
2	○		福島 強志	9	○		古川 正義
3	○		空閑 久生	10	○		川尻 宗代
4	○		岩永 嘉之	11	○		福田 タエ子
5	○		山口 則久	12	○		石橋 和馬

○農業委員会総会議事録

○事務局

定刻になりましたので、只今から平成27年第5回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

○会長挨拶

こんにちは。今日は、議案対象農地の現地視察を全員で行いました。新体制で初めての総会ですが、新たな委員さん方については、初めての業務としていろいろと迷いもあるかと思いますが、徐々に覚えていっていただければと思います。

また、農業委員として集落内でどのような業務をするかという事も、地元の生産組合や機械利用組合等への会議にも顔を出していただき、農地を守る方向（スタンス）を前提に、地元農家の相談相手になるようにしてください。

また、政府の農業改革。TPP問題等いろいろとありますが、農家にとっては厳しい状況です。

私も、5月28日には佐賀県の農業委員会の会議に出席しました。議案は、4条・5条合わせて県全体で59件ありました。これを一括審議し、全件承認しました。その会議終盤に、農業委員会の改革についての情報がありました。現在の農業委員の数を半減させるというものです。その下に、違う役職名での人員を配置するそうです。これは、あくまで方向性です。私達の任期は3年間でそのままかと思いますが、他市町村の場合には任期途中での新制度移管になる恐れもあるようです。それも、決定ではありません。国会での議決後に具体的な内容が判明することになると思います。

本日は、総会終了後の会議の機会もありますので、これで挨拶を終わります。

○事務局

只今の出席委員は14名中14名です。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。それでは有田町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は藤会長をお願いいたします。

○議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。（異議なしの声）

それでは本日の署名委員は、3番（空閑）、4番（岩永）委員をお願いします。

○議 長

続きまして、日程第二 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1番を議題といたします。
なお、報告事項の18条の合意解約についても関連いたしますので、事務局より併せて説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

本申請は、同地区内での所有権移転となります。譲渡人である〇〇〇さんが高齢で今後の耕作が難しく、譲受人である〇〇〇さんの規模拡大方針ということもあり、所有権移転されます。土地は、今後も水稻を耕作される予定です。譲受人の面積要件、取得する農地の利用状況、権利取得後の常時従事状況、周辺農地との関係要件は、問題ないと思われまますので、農地法第3条の第2項の許可条件は満たしています。

○議 長

事務局より説明が終わりました。通常は現地確認委員が確認説明を行なうのですが、今回は全員で確認しましたので、慣れていらっしゃる2期目の11番委員に確認説明をお願いします。

○11 番

申請地は、〇〇地区にある農地です。畑であり、用排水等の周辺農地への影響はないと思います。丁度近所にお住みの12番委員からも補足説明いただければ助かります。

○12 番

私が知っている範囲で説明いたします。この土地は行き止まりの畑であり、その横の〇〇氏が利用を考慮し用地要望され、双方合意されたようです。水路も存在していますが、そこは残すことで今回の申請となっています。

○事務局

初めての委員さん方が多くいらっしゃいますので、3点程補足説明させていただきます。まず、ゼンリン地図や法務局の字図は、上が北となります。手前が南、右が東で判断してください。

今回の議案の土地が圃場整備されていますが、圃場整備の考え方は、一定の面積を枠で囲み、農地と農道、用排水路を整備するものです。圃場整備する際に、当初の地目が水田と畑、公衆用道路（道）と公有水面（水）があります。さらに、当初の道路と水路（法廷外公共物）も、圃場整備する前にあった面積を整備後に貼り付けます。新たに整備した道路と水路は、今回のような県営圃場整備の場合、西

有田土地改良区名義で登記されていましたが、一昨年土地改良区解散に伴い、全て有田町へ名義を変更しています。当初の法廷外公共物も国の財産でしたが、有田町へ財産が移管されています。但し、維持管理は地元（生産組合等）にお願いしています。あくまで、個人に貼り付けできない公共物を有田町名義にしているものです。

圃場整備の田は、3反目標に整備します。その後、所有者毎に区画を割り振りますが、地目は変更できません。畑だった土地は、圃場整備しても畑になります。面積によって、1枚の土地に水田と畑（所有者違う）が混在する場合があります。本来、畑に用水路及び排水路は必要ありませんが、そのような場合を考慮し、地目が畑であっても水稲耕作ができるように畦と用排水路を設置します。今回の場合がそれに該当します。

また、排水路は隣接した水田の水張する畦の内側までが水路の筆界となります。用水路の場合には、既製品で30cmぐらいの水路幅と管理幅20cmぐらいで筆境となります。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○議 長

説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

○9 番

今の説明で、用水路は田の用地内になりますか。水張面積とは別に、登記上の問題としてお聞きします。

○事務局

田の用地内とはなりません。用水路は、水路及び管理用の土地のみで登記されています。

○9 番

L型の湧水処理用水路（冷水除）は、筆界外になりますか。

○事務局

田の筆内となります。

○議 長

他に質問がないようでしたら、採決に移ります。農地法第3条の申請1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。全員賛成により、農地法第3条1番の申請は許可されました。

続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請1番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局

～資料読上げ～

本申請は、追認要件となります。申請地に浄化槽の設置を検討されていたところ、すでに駐車場及び農業用倉庫を建設されていたため、申請人である〇〇さんから始末書を添付されています。今回、浄化槽設置に伴うものですが、排水計画については、道路側溝への排水予定となっており、許可することに問題ないと思われま

○議長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明ですが、今回は全員で確認しましたので、2期目の6番委員にお願いします。

○6番

申請地は、〇〇地区にある農地です。始末書も提出されており、用排水等の周辺農地への影響もないと思います。

○議長

確認者の説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

○9番

排水について、質問します。合併浄化槽の排水が町道に排出しても、その後に農地に流入していく場合、許可した農業委員会の責任を問われた場合、どういう考えで回答するものかお聞きします。法的に問題ないとしても、悪臭が無い訳ではありません。ある程度、下流耕作者の承諾書等が必要ではないでしょうか。

○議長

この件につきましては、これまでも同様の申請等もあります。事務局から、わかる範囲で説明をお願いします。

○事務局

合併浄化槽の排水については、法的には制限はありません。唯、下流耕作者の感情的なものはあるかと思ひます。今回のような場合は、永年隣接して生活されていますので、お互いの理解を得られることが問題解決の方法かと思ひます。

○議長

これまで町道を挟んだ場合には、承諾書は不要としていたと思ひますが、どうですか。

○事務局

貰っていませんでした。但し、問題があるような場合には、承諾書の添付を条件付けしていました。今回の場合、現地確認して問題ないと判断しましたので、承諾書の添付を条件付けしておりません。

○9 番

合併浄化槽の排水と言いましても、やはり悪臭がします。永年の友好関係が悪臭によって崩れることも、心配しています。

○議 長

区長、生産組合長の承諾印も必要だったと思いますが、そこで、農業委員会としてではなく、地元での了解を得たものとしたい。

○事務局

はい。両者の承諾欄も設けています。今回の場合、町道を横断して水路は途中で切れています。そこで、田にかけ流しで下流へと流れていっているようです。しかし、町道より下流の南側宅地は最近自宅改修されており、合併浄化槽を設置されていると思います。一方が良くて他方はダメとは言えないかと思えます。

○議 長

地目変更に対する区長、生産組合長の承諾印があることが、合併浄化槽の排出まで含めた地元了解と判断できるものと考えているかと思えます。

○5 番

参考ですが、私が自宅新築する際、合併浄化槽の排水について地元から意見があり、パイプを利用し別水路で排水するようになった例もあります。

○3 番

議案資料の備考欄で、南が田と表現されていますが、実際は宅地です。これは、どう理解したら良いですか。

○事務局

はい。実際には宅地となります。しかし、このような申請の場合、全体の建物と隣接の敷地の現場を考慮し判断しています。そこで、

この場合には県への進達資料へは田という説明で提出するようにしています。

○議 長

質疑が終わりました。これから採決に移ります。議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、農地法第4条の規定による許可申請1番は許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

○議 長

それでは、以上で本日の日程は全部終了しました。

平成27年第5回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

次回は6月1日（月）の予定です。

総会 16時45分 終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるので、ここに署名する。

有田町農業委員会会長 署 名

署 名 3番

署 名 4番

書 記 木寺 正文